



# 鳥取県公報

平成17年 9月20日(火)  
号外第140号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (701) (経営支援課) .....	1
	中山間地域活性化資金の貸付利率等の一部改正 (702) (＃) .....	2
	漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正 (703) (水産課) .....	3
	漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正 (704) (＃) .....	3

## 告 示

### 鳥取県告示第701号

平成 8 年鳥取県告示第247号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成17年 9月20日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第 2 号）第 3 条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成17年 9月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後		改 正 前																					
2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率		2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率																					
<table border="1"> <tr> <th>利子補給率を上乗せする場合</th> <th>上乗せする率</th> </tr> <tr> <td>市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金（償還期限が 6 年以内であるものに限る。）を年0.075パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年0.075パーセント</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金（償還期限が10年を超え12年以内であるものに限る。）を年0.325パーセントの割合で交付する場合</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定す</td> <td>略</td> </tr> </table>	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金（償還期限が 6 年以内であるものに限る。）を年0.075パーセントの割合で交付する場合	年0.075パーセント	略		市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金（償還期限が10年を超え12年以内であるものに限る。）を年0.325パーセントの割合で交付する場合	略	市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定す	略		<table border="1"> <tr> <th>利子補給率を上乗せする場合</th> <th>上乗せする率</th> </tr> <tr> <td>市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金（償還期限が 6 年以内であるものに限る。）を年0.1パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年0.1パーセント</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金（償還期限が10年を超え11年以内であるものに限る。）を年0.325パーセントの割合で交付する場合</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定す</td> <td>略</td> </tr> </table>	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金（償還期限が 6 年以内であるものに限る。）を年0.1パーセントの割合で交付する場合	年0.1パーセント	略		市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金（償還期限が10年を超え11年以内であるものに限る。）を年0.325パーセントの割合で交付する場合	略	市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定す	略	
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率																						
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金（償還期限が 6 年以内であるものに限る。）を年0.075パーセントの割合で交付する場合	年0.075パーセント																						
略																							
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金（償還期限が10年を超え12年以内であるものに限る。）を年0.325パーセントの割合で交付する場合	略																						
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定す	略																						
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率																						
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金（償還期限が 6 年以内であるものに限る。）を年0.1パーセントの割合で交付する場合	年0.1パーセント																						
略																							
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金（償還期限が10年を超え11年以内であるものに限る。）を年0.325パーセントの割合で交付する場合	略																						
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定す	略																						

る利子補給金（償還期限が12年を超え13年以内であるものに限る。）を年0.375パーセントの割合で交付する場合		る利子補給金（償還期限が11年を超え12年以内であるものに限る。）を年0.375パーセントの割合で交付する場合	
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金（償還期限が13年を超え15年以内であるものに限る。）を年0.425パーセントの割合で交付する場合	略	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金（償還期限が12年を超え14年以内であるものに限る。）を年0.425パーセントの割合で交付する場合	略
		市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金（償還期限が14年を超え15年以内であるものに限る。）を年0.475パーセントの割合で交付する場合	年0.475パーセント
略		略	

鳥取県告示第702号

平成8年鳥取県告示第249号（中山間地域活性化資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。

平成17年9月20日前に鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成2年鳥取県規則第58号）第5条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成17年9月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後				改正前						
中山間地域活性化資金の種類等	貸付期間	貸付利率	利子補給率		中山間地域活性化資金の種類等	貸付期間	貸付利率	利子補給率		
			規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	規則第2条第3項第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる融資機関が貸し付ける場合				規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	規則第2条第3項第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	
1 加工流通施設整備資金 (1) 大企業以外の者に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	6年以内	年0.9パーセント以内	年1.85パーセント	年1.0パーセント	6年以内	年0.95パーセント以内	年1.9パーセント	年1.05パーセント	
		6年超7年以内	年1.0パーセント以内	年1.75パーセント	年0.9パーセント	6年超7年以内	年1.0パーセント以内	年1.85パーセント	年1.0パーセント	
		7年超8年以内	年1.1パーセント以内	年1.65パーセント	年0.8パーセント	7年超8年以内	年1.1パーセント以内	年1.75パーセント	年0.9パーセント	
		8年超9年以内	年1.2パーセント以内	年1.55パーセント	年0.7パーセント	8年超9年以内	年1.2パーセント以内	年1.65パーセント	年0.8パーセント	
		9年超10年以内	年1.3パーセント以内	年1.45パーセント	年0.6パーセント	9年超10年以内	年1.3パーセント以内	年1.55パーセント	年0.7パーセント	
		10年超11年以内	年1.4パーセント以内	年1.35パーセント	年0.5パーセント	10年超11年以内	年1.4パーセント以内	年1.45パーセント	年0.6パーセント	
		11年超12年以内	年1.4パーセント以内	年1.35パーセント	年0.5パーセント	11年超12年以内	年1.5パーセント以内	年1.35パーセント	年0.5パーセント	
		12年超13年以内	年1.5パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント	12年超13年以内	年1.6パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント	
		13年超14年以内	年1.6パーセント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント	13年超14年以内	年1.6パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント	
		14年超15年以内	年1.6パーセント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント	14年超15年以内	年1.7パーセント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント	
		イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	6年以内	年1.15パーセント以内	年1.6パーセント	年0.75パーセント	6年以内	年1.2パーセント以内	年1.65パーセント	年0.8パーセント
			6年超7年以内	年1.25パーセント以内	年1.5パーセント	年0.65パーセント	6年超7年以内	年1.25パーセント以内	年1.6パーセント	年0.75パーセント
			7年超8年以内	年1.35パーセント以内	年1.4パーセント	年0.55パーセント	7年超8年以内	年1.35パーセント以内	年1.5パーセント	年0.65パーセント
			8年超9年以内	年1.45パーセント以内	年1.3パーセント	年0.45パーセント	8年超9年以内	年1.45パーセント以内	年1.4パーセント	年0.55パーセント
			9年超10年以内	年1.55パーセント以内	年1.2パーセント	年0.35パーセント	9年超10年以内	年1.55パーセント以内	年1.3パーセント	年0.45パーセント
			10年超11年以内	年1.65パーセント以内	年1.1パーセント	年0.25パーセント	10年超11年以内	年1.65パーセント以内	年1.2パーセント	年0.35パーセント
			11年超12年以内	年1.65パーセント以内	年1.1パーセント	年0.25パーセント	11年超12年以内	年1.75パーセント以内	年1.1パーセント	年0.25パーセント
			12年超13年以内	年1.75パーセント以内	年1.0パーセント	年0.15パーセント	12年超13年以内	年1.85パーセント以内	年1.0パーセント	年0.15パーセント
			13年超14年以内	年1.85パーセント以内	年0.9パーセント	年0.05パーセント	13年超14年以内	年1.85パーセント以内	年1.0パーセント	年0.15パーセント
			14年超15年以内	年1.85パーセント以内	年0.9パーセント	年0.05パーセント	14年超15年以内	年1.95パーセント以内	年0.95パーセント	年0.05パーセント
(2) 大企業に貸し付ける場合		6年以内	年1.4パーセント以内	年1.35パーセント	年0.5パーセント	(2) 大企業に貸し付ける場合	6年以内	年1.45パーセント以内	年1.4パーセント	年0.55パーセント
		6年超7年以内	年1.5パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント	6年超7年以内	年1.5パーセント以内	年1.35パーセント	年0.5パーセント	
		7年超8年以内	年1.6パーセント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント	7年超8年以内	年1.6パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント	

2	保 健 機 能 増 進 施 設 整 備 資 金	(1) 大 企 業 以 外 の 者 に 貸 し 付 け る 場 合	ア 貸付金の うち 2 億 7,000 万円 以下の部分	8年超9年以内	年1.7パーセント以内	年1.05パーセント	年0.2パーセント
			イ 貸付金の うち 2 億 7,000 万円 を超える部 分	6年以内	年0.65パーセント以内	年2.1パーセント	年1.25パーセント
3	生 活 環 境 施 設 整 備 資 金	(2) 大 企 業 に 貸 し 付 け る 場 合	ア 貸付金の うち 2 億 7,000 万円 以下の部分	9年超10年以内	年1.8パーセント以内	年0.95パーセント	年0.1パーセント
			イ 貸付金の うち 2 億 7,000 万円 を超える部 分	6年超7年以内	年0.75パーセント以内	年2.0パーセント	年1.15パーセント
備考 略				8年超9年以内	年1.7パーセント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント
備考 略				9年超10年以内	年1.9パーセント以内	年0.95パーセント	年0.1パーセント
備考 略				10年超11年以内	年1.9パーセント以内	年0.95パーセント	年0.1パーセント
備考 略				11年超12年以内	年1.9パーセント以内	年0.85パーセント	
備考 略				12年超13年以内	年2.0パーセント以内	年0.75パーセント	
備考 略				13年超14年以内	年2.1パーセント以内	年0.75パーセント	
備考 略				14年超15年以内	年2.1パーセント以内	年0.65パーセント	
備考 略				6年以内	年0.65パーセント以内	年2.1パーセント	年1.25パーセント
備考 略				6年超7年以内	年0.75パーセント以内	年2.0パーセント	年1.15パーセント
備考 略				7年超8年以内	年0.85パーセント以内	年1.9パーセント	年1.05パーセント
備考 略				8年超9年以内	年0.95パーセント以内	年1.8パーセント	年1.05パーセント
備考 略				9年超10年以内	年1.05パーセント以内	年1.7パーセント	年0.95パーセント
備考 略				10年超11年以内	年1.15パーセント以内	年1.6パーセント	年0.85パーセント
備考 略				11年超12年以内	年1.25パーセント以内	年1.5パーセント	年0.75パーセント
備考 略				12年超13年以内	年1.35パーセント以内	年1.4パーセント	年0.65パーセント
備考 略				13年超14年以内	年1.45パーセント以内	年1.3パーセント	年0.55パーセント
備考 略				14年超15年以内	年1.55パーセント以内	年1.2パーセント	年0.45パーセント
備考 略				6年以内	年0.9パーセント以内	年1.85パーセント	年1.0パーセント
備考 略				6年超7年以内	年1.0パーセント以内	年1.75パーセント	年1.0パーセント
備考 略				7年超8年以内	年1.1パーセント以内	年1.65パーセント	年0.9パーセント
備考 略				8年超9年以内	年1.2パーセント以内	年1.55パーセント	年0.8パーセント
備考 略				9年超10年以内	年1.3パーセント以内	年1.45パーセント	年0.7パーセント
備考 略				10年超11年以内	年1.4パーセント以内	年1.35パーセント	年0.6パーセント
備考 略				11年超12年以内	年1.5パーセント以内	年1.25パーセント	年0.5パーセント
備考 略				12年超13年以内	年1.6パーセント以内	年1.15パーセント	年0.4パーセント
備考 略				13年超14年以内	年1.7パーセント以内	年1.05パーセント	年0.3パーセント
備考 略				6年以内	年1.2パーセント以内	年1.65パーセント	年0.8パーセント
備考 略				6年超7年以内	年1.25パーセント以内	年1.6パーセント	年0.75パーセント
備考 略				7年超8年以内	年1.35パーセント以内	年1.5パーセント	年0.65パーセント
備考 略				8年超9年以内	年1.45パーセント以内	年1.4パーセント	年0.55パーセント
備考 略				9年超10年以内	年1.55パーセント以内	年1.3パーセント	年0.45パーセント
備考 略				10年超11年以内	年1.65パーセント以内	年1.2パーセント	年0.35パーセント
備考 略				11年超12年以内	年1.75パーセント以内	年1.1パーセント	年0.25パーセント
備考 略				12年超13年以内	年1.85パーセント以内	年1.0パーセント	年0.15パーセント
備考 略				13年超14年以内	年1.95パーセント以内	年0.9パーセント	年0.05パーセント
備考 略				14年超15年以内	年2.05パーセント以内	年0.8パーセント	
備考 略				25年以内	年1.5パーセント以内	略	

鳥取県告示第703号

平成8年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。  
平成17年9月20日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成17年9月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
貸付利率	利子補給率	貸付利率	利子補給率
年1.5パーセント	略	年1.6パーセント	略

鳥取県告示第704号

平成8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。

平成17年9月20日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成17年9月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率			1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率		
資金の種類	貸付利率	利子補給率	資金の種類	貸付利率	利子補給率
規則別表第7号の資金	年2.125パーセント	略	規則別表第7号の資金	年2.225パーセント	略
その他の資金	年1.5パーセント	略	その他の資金	年1.6パーセント	略
2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率			2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率		
貸付利率	利子補給率		貸付利率	利子補給率	
年1.5パーセント	略		年1.6パーセント	略	